

平成 2 0 年

高 松 市 教 育 委 員 会 3 月 定 例 会

会 議 録 (抄 本)

3月27日(木)開会

3月27日(木)閉会

出席委員			
委員長	幡 慶 一		
委員	馬 場 和 子		
	辻 紘 一		
	岡 義 博		
教育長	横 田 淳 一		
欠席委員			
説明のため会議に出席した者等			
教育部長	林 昇	総務課総務係長	佐々木啓明
文化部長	松木健吉		
教育部次長 社会教育課長事務取扱	久利泰夫		
教育部次長 学校教育課長事務取扱	上原直行		
文化部次長 文化振興課長事務取扱	川崎正視		
文化部次長 中央図書館長事務取扱	中川 仁		
総務課長	川田喜義		
新設統合校整備室長	金本一成		
高松第一高等学校事務長	植地博之		
美術館美術課長	吉田往嗣		
文化振興課長補佐	山田剛士		
歴史資料館長	藤井雄三		
総務課長補佐	南 岳志		
会議録署名委員	馬場和子		
事務局担当書記	谷本泰洋		

【特記事項】 傍聴人なし

議 事 日 程（3月定例会）

- 日程第1 2月定例会会議録承認について
- 日程第2 議案第19号 平成20年度高松市の教育基本方針について
- 日程第3 議案第20号 高松市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第4 議案第21号 高松市教育文化研究所条例施行規則の一部を改正する規則の修正について
- 日程第5 議案第22号 高松市教育委員会事務局規程および高松市生涯学習センター処務規程の一部改正について
- 日程第6 議案第23号 高松市教育委員会処務規程の一部改正について
- 日程第7 議案第24号 高松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について
- 日程第8 議案第25号 高松市教育委員会事務の補助執行に係る専決に関する規程の制定について
- 日程第9 議案第26号 高松市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第10 議案第27号 高松第一高等学校学則の一部改正について
- 日程第11 議案第28号 高松市文化財の指定について
- 日程第12 議案第29号 高松市歴史資料館等協議会委員の委嘱について
- 日程第13 議案第30号 高松市美術館協議会委員の委嘱について
- 日程第14 議案第31号 高松市美術館処務規程および高松市塩江美術館処務規程の廃止について
- 日程第15 報告事項
- 1 平成20年度教育委員会関係当初予算等の概要について
 - 2 平成20年第1回高松市議会定例会について
 - 3 高松市小中学校適正配置等審議会委員の公募について
 - 4 平成19年度高松市高等学校等入学準備金貸付および平成20年度高松市奨学生の選考について
 - 5 平成20年度管理の重点・指導の重点について
 - 6 高松市立幼稚園のあり方に関する意見の取りまとめについて
- 日程第16 議案第32号 市長の権限に属する事務の補助執行について（回答）
- 日程第17 議案第33号 高松市教育委員会教育長の任命について
- 日程第18 議案第34号 高松市教育委員会委員長職務代理者の指定について
- 日程第19 その他

【平成20年3月27日（木） 議 事 内 容】

午後2時 開会

委員長が、会議録の署名委員に馬場委員を指名。

日程第1 2月定例会会議録承認について

委員長が、2月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第2 議案第19号

議案第19号 「平成20年度高松市の教育基本方針について」

総務課長から、平成20年度高松市の教育基本方針および教育基本方針に掲げた目標を達成するための教育行政の重点施策について説明。

<質疑>

- 委員長 資料17ページの「高松城跡天守台石垣整備に伴う文化財調査事業」については、予算額が括弧書きされていますが、どのような意味があるのでしょうか。
- 総務課長 資料にも記載されていますが、この事業の予算措置は、教育委員会部門ではなく、公園緑地課が行うということです。
- 委員 資料6ページでは、「特別支援教育支援員配置事業」が拡充されると記載されていますが、どのように拡充されていくのでしょうか。
- 学校教育課長 19年度では、21名の特別支援教育支援員が配置されていますが、20年度では、45名の配置を予定し、現在、募集を行っています。
- 委員 19年度に配置されていた21名の方は、引き続き勤務できるのでしょうか。
- 学校教育課長 個人的な事情等で勤務しない場合もありますが、基本的には、本人の希望と学校長の意見書等により、継続して勤務するようになります。
- 委員 資料11ページでは、平成22年度末の小中学校の耐震化率が、約97パーセントとなっていますが、100パーセントとなることはないのでしょうか。

- 総務課長 現時点の耐震化計画では、平成22年度末で約97パーセントとなっていますが、残りの3パーセントは、山田中学校などを23年度以降に、耐震化ではなく全面改築が予定されています。全面改築については、平成27年度頃の終了が予定されていますが、それが終了すれば耐震化率が100パーセントとなります。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第3 議案第20号

議案第20号 「高松市教育委員会公印規則の一部改正について」

総務課長から、準用する高松市公印規則の改正に伴い、読み替えに係る規定を一部改正することについて説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第4 議案第21号

議案第21号 「高松市教育文化研究所条例施行規則の一部を改正する規則の修正について」

総務課長から、教育委員会2月定例会で議決を得た同規則に、4月1日付けの人事異動に関する規定を追加して設けることについて説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第5 議案第22号

議案第22号 「高松市教育委員会事務局規程および高松市生涯学習センター処務規程の一部改正について」

総務課長から、組織機構の見直し等に伴い、教育委員会の組織等について定めた規程を一部改正することについて説明。

<質疑>

- 委員 幹事課というのは何でしょうか。
- 総務課長 教育委員会内部の取りまとめをする課を幹事課といいます。
- 教育部長 幹事課の位置づけは市全体の事務分掌関係の規定の中に明記されており、教育委員会では総務課を幹事課としているところです。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第6 議案第23号

議案第23号 「高松市教育委員会処務規程の一部改正について」

総務課長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正および組織機構の再編等に伴い、規則を一部改正することについて説明。

<質疑>

- 委員 美術館や市民スポーツ課の所管の事務は、すべて市長部門へ移管と思っていましたが、この規程の教育長に委任できない事項にあらためて掲げられているのはなぜでしょうか。
- 教育部長 文化に関する事務とスポーツに関する事務は、スポーツおよび文化に関する事務の管理および執行の権限の特例に関する条例の制定により、市長の権限となりました。しかし、美術館の管理運営と学校体育施設開放事業については博物館法などの規定から、あくまでも教育委員会の権限でありますので、そのことを明らか

にするとともに、市長部門で補助執行するというやり方で、実際には市長部門の美術館やスポーツ振興課で実務をやっていくことにしたものです。

- 委員 第2条で、教育長に委任できないとした事項について第2条の2で教育長が専決できると規定することに矛盾はないのでしょうか。
- 総務課長補佐 教育長に委任された事務は、教育長の名で決定することになりますが、専決事務は、教育長が決裁をしても教育委員会が決定したことになるという違いがあります。

たとえば、今回の法改正で職員の任免その他の人事に関することについては教育長に委任できない事項となりました。これまで本市の規程では、職員の人事については、重要又は異例に属するもの以外は教育長に委任しておりました。

人事というのは大変幅が広く、職員の昇給なども人事のうちに入りますが、それらをすべて教育委員会で決定していくことはできないと思います。

そこで、文部科学省に問い合わせたところ、教育長に委任はできないが専決の規程を設けるのはさしつかえないとの回答がありましたので、今回、専決の規定としたものです。

- 教育部長 細かい内容まで、すべてを教育委員会で決定することは現実的にやっていけるのかと検討する中で、混乱が生じないよう従来の考え方にあわせるために、専決という形の規定とするよう整理したものです。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第7 議案第24号

日程第8 議案第25号

議案第24号 「高松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」

議案第25号 「高松市教育委員会事務の補助執行に係る専決に関する規程の制定について」

総務課長から、教育委員会所管の高松市美術館の管理運営および学校体育施設開放事業について、市長部門において事務補助執行するための規則を制定すること、および、高松

市美術館の管理運営および学校体育施設開放事業に関する事務の補助執行に係る専決事項等を定める規程を制定することについて説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第9 議案第26号

議案第26号 「高松市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」

学校教育課長から、高松市立学校において学校の自己評価および学校関係者評価を実施すること等に伴い、同規則の一部を改正することについて説明。

<質疑>

- 委員 評価方法が二つありますが、両方とも行うのでしょうか。
- 学校教育課長 そうです。自己評価と関係者評価を行うことになっています。
- 委員 関係者評価では、PTAなどの保護者のほかに、どのような方々が行うと想定しているのでしょうか。
- 学校教育課長 各学校の状況等により、どのような方を選出するかは変わってくるとは思いますが、学校評議員や、学校運営に御協力をいただいている各地域団体の長などを想定しています。
- 委員 自己評価について、教育委員会において、共通に取り上げる項目を設定できるとありますが、すでに共通項目の策定は行われているのでしょうか。
- 学校教育課長 まだ、策定までは進んでいませんが、各学校が自己評価を行う上で、最低限の共通な項目は必要ではないかということから、そのようなことが盛り込まれています。
- 委員 関係者評価では、共通項目の設定は行われのでしょうか。
- 学校教育課長 どのような方が評価を行うかということや、各学校によって状況等も異なると思いますので、そのことについては、各学校に任せていきたいと考えています。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第10 議案第27号

議案第27号 「高松第一高等学校学則の一部改正について」

高松第一高等学校事務長から、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、同規則からの引用条項を改正することについて説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第11 議案第28号

議案第28号 「高松市文化財の指定について」

文化振興課長補佐から、「西方寺配水池のソメイヨシノ」について、高松市文化財保護審議会からの答申を受け、文化財として指定することについて説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第12 議案第29号

議案第29号 「高松市歴史資料館等協議会委員の委嘱について」

歴史資料館長から、高松市歴史民俗分野および美術分野社会教育施設協議会条例の施行に伴い、新たに4人の委員を委嘱することについて説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第13 議案第30号

議案第30号 「高松市美術館協議会委員の委嘱について」

美術館美術課長から、高松市歴史民俗分野および美術分野社会教育施設協議会条例の施行に伴い、新たに2人の委員を委嘱することについて説明。

<質疑>

- 委員長 新しく委員を委嘱される古川氏は、美術館のあり方検討委員会の委員をされていた方ですね。
- 美術課長 委員であり、副会長も務められていました。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第14 議案第31号

議案第31号 「高松市美術館処務規程および高松市塩江美術館処務規程の廃止について」

美術館美術課長から、高松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の施行に伴い、高松市美術館処務規程および高松市塩江美術館処務規程を廃止することについて説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第15 報告事項

報告事項1 「平成20年度教育委員会関係当初予算等の概要について」

教育部長および文化部長から、平成20年度教育委員会関係の当初予算等の概要について説明。

<質疑>

(発言する者なし)

報告事項2 「平成20年第1回高松市議会定例会について」

教育部長および文化部長から、平成20年第1回高松市議会定例会の答弁要旨等について説明。

<質疑>

- 委員 資料27ページの「みねやま学級」は、どのような位置付けになっているのでしょうか。
 - 学校教育課長 斯道学園の中で生活をしながら指導を行うということで、紫雲中学校と亀阜小学校の教室の一つが外にあるという形であり、県費負担教職員がそこで指導を行っています。
-

報告事項3 「高松市小中学校適正配置等審議会委員の公募について」

新設統合校整備室長から、高松市小中学校適正配置等審議会委員の公募を行うことについて報告。

<質疑>

(発言する者なし)

報告事項4 「平成19年度高松市高等学校等入学準備金貸付および平成20年度高松市奨学生の選考について」

学校教育課長から、平成19年度高松市高等学校等入学準備金貸付および平成20年度高松市奨学生の選考について説明。

<質疑>

(発言する者なし)

報告事項5 「平成20年度管理の重点・指導の重点について」

学校教育課長から、学校教育全般の指針を示した平成20年度管理の重点・指導の重点について説明。

<質疑>

(発言する者なし)

報告事項6 「高松市立幼稚園のあり方に関する意見の取りまとめについて」

学校教育課長から、高松市立幼稚園のあり方検討委員会から提出された「高松市立幼稚園のあり方に関する意見の取りまとめ―次代を担う子どもが心豊かにたくましく生きる力を身に付けるために―」について説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、日程第16 議案第32号から日程第18 議案第34号までの3件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、会議は公開しないことを各委員に諮り、非公開とすることに決する。

日程第 16 議案第 32 号

議案第 32 号 「市長の権限に属する事務の補助執行について（回答）」

＜非公開審議，内容不記載＞

日程第 17 議案第 33 号

議案第 33 号 「高松市教育委員会教育長の任命について」

＜非公開審議，内容不記載＞

日程第 18 議案第 34 号

議案第 34 号 「高松市教育委員会委員長職務代理者の指定について」

＜非公開審議，内容不記載＞

午後 4 時 5 分 閉会

議決事項

「平成 20 年度高松市の教育基本方針について」

「高松市教育委員会公印規則の一部改正について」

「高松市教育文化研究所条例施行規則の一部を改正する規則の修正について」

「高松市教育委員会事務局規程および高松市生涯学習センター処務規程の一部改正について」

「高松市教育委員会処務規程の一部改正について」

「高松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」

「高松市教育委員会事務の補助執行に係る専決に関する規程の制定について」

「高松市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」

「高松第一高等学校学則の一部改正について」

「高松市文化財の指定について」

「高松市歴史資料館等協議会委員の委嘱について」

「高松市美術館協議会委員の委嘱について」

「高松市美術館処務規程および高松市塩江美術館処務規程の廃止について」

「市長の権限に属する事務の補助執行について（回答）」

「高松市教育委員会教育長の任命について」

「高松市教育委員会委員長職務代理者の指定について」